

～サッカーのみかた～5月号

第12回目～サッカーのみかた～を開催しました。

～サッカーのみかた（見方？味方？）～はサッカーをもっと楽しむと同時に審判に興味を持っていただこうと思い協議規則や審判の思い等の話す場として開催しております。12回目は7名の参加で実施いたしました。

＜講義＞

第4条について

サッカーの協議規則は全17条で成り立っております。第11条オフサイドや第12条ファールと不正行為は気にかけていても他の条項はどうでしょうか？

上記 第4条には“競技者の用具”についてかかれています。

アンダーシャツを着用する場合は袖の、**タイツ**を着用する場合はショーツの**主たる色**と同じでなければなりませんと記載されています。

ルールになりがちですが上記も協議規則に記載されているルールです。他の条項と同様、協議規則に基づき正しく理解しましょう。

第12条ファールと不正行為。

★不用意な・無謀な・過剰な力

第12条にはこのような言葉が記載されていますが、更にガイドラインでは言葉の意図しているところが記載されています。

例えば・・・

相手競技者をチャージする

・スペースを確保するべく、ボールがプレーできる範囲内で、腕やひじを用いず、身体接触を用いて臨むこと。と記載されています。

プレーヤーとして今もサッカーを続けている人、中には選手として顕著な活躍をされた方は経験としてファールかどうか感じることもあると思います。

ある講習会にて

（講師 映像を見せて）このプレーはファールか対応は

（受講者）ファール、退場です

（講師）理由は何でしょう

（受講者）なんとなく？

映像は“決定的な機会の阻止”で退場の場面で受講者の答えは正解です。

受講者の方は自分の経験の中で正しい答えを導いていたのだと思います。

では、退場になった選手の立場に自分がなった場合 正しい判定だとしても“なんとなく？”で退場はいやですね。

今回、第12条について確認しましたが 次回以降も“協議規則の解釈とガイドライン”も確認していきたいと思います。

《講義・・DVD視聴》

地区内の試合を担当審判員を交えて受講者で視聴し、主審の気持ち等、みんなで議論しました

《あとかき》

実技研修会では、見える角度の確保等 主審の動き方やゲームコントロールを指導しておりますが、基本的に協議規則を理解していなければ良いゲームコントロールはできません。“サッカーのみかた”を通じて協議規則の理解を向上させ、地区内の判定基準を統一していくとともに選手やチーム関係者・父兄のみなさんにも理解していただければと考えしております

案内が遅れ気味ですがみなさんの参加をお待ちしております。気軽に参加してください

《お知らせ》

第13回目を6月27日（水）19時 ダンパラ研修施設で開催いたします。場所等詳細は室蘭地区サッカー協会 HP に掲載しますので確認してください。